

菊川市平川コミュニティ防災センター条例

平成18年3月24日
条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、菊川市平川コミュニティ防災センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域住民の防災意識の高揚及び防災活動の推進を図るとともに、コミュニティ活動推進の場として、広く住民の利用に供するため、菊川市平川コミュニティ防災センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
菊川市平川コミュニティ防災センター	菊川市下平川1835番地

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 センターは、無休とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

(使用対象者)

第5条 センターを使用することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(使用の承認)

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認には、センターの管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の優先)

第7条 市長は、非常時における防災活動、災害対策活動等のためにセンターを使用する必要があると認めるときは、優先して使用することができる。

(使用の不承認)

第8条 市長は、第6条第1項の承認を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 営利を図る目的で使用するおそれがあると認めるとき。
- (4) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不適當であると認めるとき。

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第9条 第6条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外にセンターを使用し

てはならない。

(使用の承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (2) 第8条各号に掲げる理由が生じたとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) この条例に違反したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 センターの使用料は、無料とする。

(使用者の特別設備等の制限等)

第12条 使用者は、センターに特別の設備等を設けようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上特に必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備等を設けることを命ずることができる。

(入館の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品、動物等を携行する者
- (4) センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(立入り)

第14条 市長又は市長から指定された者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設等に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

(使用者の原状回復の義務)

第15条 使用者は、その使用が終了したとき又は第10条第1項の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止され、若しくは使用を制限されたときは、速やかにセンターの施設又は附属設備を原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用は、使用者が負担しなければならない。

(使用者の損害賠償の義務)

第16条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由によりセンターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由が

あると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。